

岡山県介護テクノロジー定着支援事業実施要綱

(通則)

第1条 介護保険施行事業費を活用して行う岡山県介護テクノロジー定着支援事業の実施については、この要綱に定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 介護サービス事業者が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 実施主体は、県内の介護事業所又は介護施設等（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。以下「介護事業所」という。）とする。

(事業内容)

第4条 介護事業所が実施する次の(1)～(4)の事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

(1) 介護ロボット導入支援事業

次のiからiiiの全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。

i 目的要件

日常生活支援における、①移乗介助、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

ii 技術的要件

ロボット技術(※)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボットであること。

または、経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）であること。

※ センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット

iii 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

【留意事項】

- ・ 一般的な用途に限定される機器等は対象外とする。
- ・ 補助対象経費には、リース費用も含むが、当該年度中に係る経費のみが対象となる。

(2) ICT導入支援事業

次の(ア)から(オ)に係る経費を対象とする。

(ア) 介護ソフト等

「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」(以下「ケアプラン連携標準仕様」という。)の対象となる介護サービス事業所については以下のi及びiiを、それ以外のサービス事業所についてはiを満たす介護ソフトであること。

また、以下のiを満たした上で、以下のiiiの機能を有するソフトウェアについても補助対象とする。

- i 介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合も含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること(転記等の業務が発生しないこと)。
- ii ケアプラン連携標準仕様の連携対象となる介護サービス事業所の場合、最新版のケアプラン連携標準仕様に基づき、サービス類型に応じて①、②の両方のCSVファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであること。

①居宅サービス計画書

○：必要 ー：不要

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
A 利用者補足情報	○	ー	ー	○
B-1 居宅サービス計画1表	○	ー	ー	○
B-2 居宅サービス計画1表_削除(任意)				
C 居宅サービス計画2表	○	ー	ー	○

- ・ 取込機能は、居宅サービス事業所が作成する個別援助計画、福祉用具サービス計画書等の文書に自動反映されることを想定している。

②サービス利用票(提供票)

○：必要 ー：不要

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込

D 利用者補足情報	○	—	—	○
E 第6表(サービス利用票) 予定				
F 第6表(サービス利用票) 予定 削除	○	—	—	○
G 第6表実績情報				
H 第6表実績情報削除	—	○	○	—
I 第7表(サービス利用票別表)	○	—	—	○

- ・ 取込機能は、居宅サービス事業所が管理するサービス提供予定情報、居宅介護支援事業所が作成するサービス利用票（提供票）の実績情報が自動反映されることを想定している。

iii 以下のいずれかを対象とする

- ①「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア
- ②「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア
- ③厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェア

【留意事項】

- ・ 対象経費については、介護ソフトを新たに導入する際の費用に加え、既に使用している介護ソフトについて、i、ii 又はiiiの補助要件を満たすための改修、令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様について（その3）」（以下「LIFE 標準仕様」という。）に対応するための改修に要する費用についても対象経費とする。
- ・ iの補助要件は、複数のソフトウェアを連携させることにより実現する場合も要件を満たすものとする。
- ・ タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負担軽減の機能が実装されている介護ソフトを推奨する。

(イ) タブレット情報端末

タブレット情報端末等、専ら介護ソフトを使用するための端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものであること。

ただし、持ち運びを前提にせず事務所に置くパソコンやプリンター等の端末は対象外とする。

なお、タブレット情報端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。

(ウ) 通信環境機器等

第4条(2)(ア)又は(イ)を利用するにあたり必要なWi-Fiルーター等、Wi-Fi環境を整備するために必要な機器(機器の購入・設置のための費用)。

ただし、通信費は対象外とする。

(エ) 保守経費等

クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会に応じた場合の経費など。

ただし、当該年度分に限る。

(オ) その他

業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などのバックオフィス業務の効率化を図るソフトウェアの導入や、電子上での契約書の作成や署名を行うことが出来る電子サインシステム、AIを活用したケアプラン原案の作成支援ソフトに係る経費(毎月支払う介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も対象とするが、当該年度中に係る経費のみが対象となる)。

なお、当該年度の補助を含め、一気通貫(本事業の活用の有無を問わず、転記等の業務が発生しないこと)の環境が実現できている場合に限り補助対象とする。

また、ICTの活用に向けたリテラシーの習得に必要な研修等の経費を対象とする。

【留意事項】

- ・ 本事業の補助対象となるICT機器等は、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であるが、本事業で補助したタブレット端末等に、事業所において独自開発した介護ソフトについて、動作の安定性やサポート体制を確認した上で、インストールして使用しても差し支えない。ただし、本事業の補助を事業所が独自開発する介護ソフト等の開発に充てることは認められない。
- ・ 本事業による補助は、原則として1事業所につき1回とするが、補助額の合計が別表の第3欄に定める基準額の範囲内であれば、2回目の補助も可能とする。2回目の補助を行う場合には、基準額から1回目の補助額を除いた金額を上限とする。なお、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目以降の補助を行うことは認められない。

(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

(ア) 介護テクノロジーのパッケージ型による導入

第4条(1)及び(2)で定める対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせる場合に必要な経費を対象とする。

(イ) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として次の i から iii を対象とする。

- i Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の整備工事を含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
- ii 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）
- iii 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）

【留意事項】

- ・ 介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。
- ・ 既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。
- ・ 補助対象経費には、リース費用も含むが、当該年度中に係る経費のみが対象となる。

(4) 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業

次の (ア)、(イ) に係る経費を対象とする。

(ア) 第三者による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善を支援する事業者）が、介護事業所において、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援も対象とする）等の支援を行う。

(イ) 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等

介護テクノロジーを導入・活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ研修等、介護事業所からの生産性向上の取組等に関する相談への対応等を行う。

【留意事項】

- ・ 本事業の実施や個別の契約がなければ、本事業を実施する介護事業所に対して業務改善支援を行う立場になりえない事業者であること。
- ・ 同一の事業所において 1 回のみの補助とする。

(補助要件等)

第5条 前条の(1)、(2)又は(3)を実施する場合、次に掲げる(ア)から(オ)を満たすことを補助要件とする。

(ア) 本事業による導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

(イ) 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。

(ウ) 第4条(4)「(ア) 第三者による業務改善支援」又は「(イ) 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等」による支援を受けること。

なお、厚生労働省主催オンライン・オンデマンド無料配信の「介護現場の生産性向上ビギナーセミナー」や岡山県介護生産性向上総合相談センターの研修を受講した場合も「(イ) 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等」による支援を受けたものとみなす。

(エ) 科学的介護情報システム(LIFE)による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。

(オ) 補助を受けた事業所は、厚生労働省、岡山県等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。

(補助金の額等)

第6条 県は、予算の範囲内で第4条の事業に要する経費について、介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱により補助するものとする。

2 この補助金の額は、別表の第1欄に定める区分につき、第4条に定める補助対象経費の総額から寄付金その他収入の額を控除した額に第2欄に定める補助率を乗じて得た額と第3欄に定める補助基準額を比較して少ない方の額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(事業計画)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第4条の事業の実施に当たり、事業計画書を提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により事業計画書の提出があった場合には、これを審査し、第4条の事業の実施が必要と認めた場合は採択し、事業の実施に必要と認めた額を申請者に通知する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年8月27日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表

1. 区分	2. 補助率	3. 補助基準額										
介護ロボット導入支援事業	3 / 4	「移乗介助」「入浴支援」に当たる機器は1機器につき100万円 上記以外の機器は1機器につき30万円 (導入上限台数) 施設系サービスは利用定員数を20で除した数 在宅系サービスは利用定員数を30で除した数 ※小数点以下は四捨五入										
ICT導入支援事業	3 / 4	1事業所当たり下記表のとおり <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>職員数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名以上10名以下</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>11名以上20名以下</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>21名以上30名以下</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>31名以上</td> <td>260万円</td> </tr> </tbody> </table> ※1、※2、※3	職員数	基準額	1名以上10名以下	100万円	11名以上20名以下	160万円	21名以上30名以下	200万円	31名以上	260万円
職員数	基準額											
1名以上10名以下	100万円											
11名以上20名以下	160万円											
21名以上30名以下	200万円											
31名以上	260万円											
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	3 / 4	1事業所当たり1,000万円										
導入支援と一体的に行う業務改善支援事業	3 / 4	1事業所当たり45万円										

※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問看護師、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

※3 職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数（常勤換算）で少ない方の区分により算定する。